

(別記様式第1号)

| | |
|--------|----------|
| 計画作成年度 | 平成29年度 |
| 計画主体 | 和歌山県 高野町 |

高野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高野町 産業観光課 産業振興係
所在地 和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番

地

電話番号 0736-56-3443
FAX番号 0736-56-3399

メールアドレス sangyou@town.koya.wakayama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、シカ（カモシカ含む）、ニホンザル、アライグマ、ツキノワグマ、カラス |
| 計画期間 | 平成29年度～平成31年度 |
| 対象地域 | 高野町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|------------|----------------------------------|---------|---------|
| | 品目 | 被害面積（a） | 被害額（千円） |
| イノシシ | 水稻、豆類、果樹、野菜、いも類、薬用作物 | 19 | 211 |
| シカ（カモシカ含む） | 水稻、豆類、果樹、野菜、いも類、薬用作物、植林地の苗木、樹皮剥ぎ | 85 | 4,101 |
| アライグマ | 水稻、豆類、果樹、野菜、いも類 | 10 | 211 |
| 合計 | | 114 | 4,523 |

(2) 被害の傾向

イノシシ、シカ（カモシカも含む。）、の被害が町内全ての集落で確認されている。近年は、今まで被害の少なかった寺院の境内地周辺でも被害が発生している。また、アライグマの被害はほとんど被害がなかったが、近年花坂、筒香、富貴の3地区で被害が確認されています。なお、ツキノワグマの被害については、主に目撃情報であり、実質的な被害は無いが、高野山地区で14件（平成28年12月末現在）の目撃情報が確認されています。また、イノシシ、シカ（カモシカ含む。）被害が山中でのスギ、コウヤマキ等の皮剥ぎ、野菜等の食害が多く見られています。

被害面積及び金額については、鳥獣別の被害の割合としてはシカの被害が全体の90.7%と大きく占めており、続いてイノシシ、アライグマの順となっている。

(3) 被害の軽減目標

特に大きな農林業被害等を与えている、ニホンジカ、イノシシについて、抜本的な鳥獣捕獲対策など国の方針も踏まえ、これまでから取り組んできた防除・捕獲対策をさらに推進する。その他の鳥獣についても、農家による自主防除の推進と、被害状況に応じた捕獲を実施する。

これらの取り組みによって平成31年度における鳥獣による農林被害を現状値（平成27年度）の3割減ずることを目標値とし、被害の軽減に最大限努力する。

なお、ツキノワグマによる実質的な被害は無いが、本町は県内有数の観光地でもあることから、人身事故を防止するための施策を実施する。

| 鳥獣の種類 | 現状値（平成27年度） | | 目標値（平成31年度） | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 被害面積 (a) | 被害額 (千円) | 被害面積 (a) | 被害額 (千円) |
| イノシシ | 19 | 211 | 13 | 148 |
| シカ（カモシカ含む） | 85 | 4,101 | 60 | 2,871 |
| アライグマ | 10 | 211 | 7 | 148 |
| ツキノワグマ | 人身事故なし | | 人身事故なし | |
| 合計 | 114 | 4,523 | 80 | 3,167 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|------------------|---|---|
| <p>捕獲等に関する取組</p> | <p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県猟友会伊都支部高野分会に、有害鳥獣捕獲を依頼し有害鳥獣従事者によるわな（捕獲檻、くくりわな）を用いて捕獲を実施している。 ・農作物被害が甚大に発生することから、町内全域で通年の予察捕獲を実施している。 ・ニホンジカ、イノシシについては、有害捕獲補助金を猟友会に支給し、捕獲強化に取り組んでいる。 ・アライグマについては、有害鳥獣のほか、特定外来生物防除法「以下（外来生物法という。）」に基づく防除実施計画を策定し、全町的な捕獲に取り組んでいる。 ・狩猟免許取得者に対する講習費用等の補助及び地元猟友会への入会を推進し、捕獲体制の強化を実施している。 <p>【捕獲機材の導入等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱罠（大型・小型）を購入し、捕獲強化に取り組んでいる。 <p>【追払い活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの目撃及び出没の際、鳥獣保護管理員と連携し、人身事故防止のため爆音機等による追い払いを実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の高齢化などによる捕獲の担い手の減少、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の改正に伴う猟銃所有者の減少など、捕獲体制の確保が課題である。 ・有害鳥獣対策によるわな（捕獲檻、くくりわな）の設置に伴う土地所有者への理解を深める必要がある。 ・住宅地付近でのツキノワグマ出没の際、人身事故につながる可能性があり、地域住民及び観光客等の安全確保が課題である。 |

| | | |
|----------------------|---|--|
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> | <p>【防除体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止策等の設置による自主防衛を奨励し、各種補助事業を活用した支援事業を実施。 <p>(防護柵設置支援事業)</p> <p>実績</p> <p>(平成26年度～平成28年度)</p> <p>設置延長 4,967.7m</p> <p>受益面積 456.04 a</p> <p>※平成28年度は、平成29年1月末時点の実績。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農家の高齢化による防護柵の設置及び維持管理が困難である。 ・設置においても道路、河川等により、防護柵が設置出来ない部分をどうするか検討し対策を講じる必要がある。 |
|----------------------|---|--|

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>捕獲の担い手が減少しているなか、農林業被害及び生活環境被害の防止のためには、有害鳥獣捕獲に加え、地域ぐるみの自主防除の推進が効果的であり、その活動を支援する。具体的な取組として、次の事項を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣との棲み分けのため、耕作放棄地の発生防止や藪に刈り払いによる緩衝帯の整備を推進するとともに、誘因物となる放置された農作物・果樹等の除去の啓発を行い、被害を受けにくい環境づくりに取り組む。 ・農家等による防護柵の設置を支援し、野生獣の侵入を物理的に防止する。 ・特に被害の大きいニホンジカ、イノシシについては、捕獲檻の増設など捕獲の推進のための支援を充実する。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県猟友会伊都支部高野分会による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、鳥獣捕獲実施隊による捕獲活動を推進する。 ・今後は、和歌山県、近隣市町と連携し、鳥獣の行動範囲を考慮した広域的な捕獲体制の検討を行う。 |
|---|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|------------------------|--|
| 平成29年度 ～ 平成31年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | <ul style="list-style-type: none">・各種補助金等を活用し、防除対策、捕獲対策を推進する。・捕獲檻等の捕獲機材を整備及びICTを活用した効率的な捕獲を図る。・鳥獣捕獲実施隊による継続的な鳥獣被害の監視及び捕獲活動を行う。 |
| | アライグマ | <ul style="list-style-type: none">・アライグマ防除講習等を行い、捕獲体制を強化し地域ぐるみの防除体制を図る。・アライグマ捕獲檻を防除講習修了者に貸し出し、効果的に捕獲を行う。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| <p>和歌山県鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施して行く。</p> <ul style="list-style-type: none">・イノシシ 近年、捕獲数並びに出没数は減少しているが、依然被害が発生していることから、被害地域を中心に個体の捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。・シカ 年々、捕獲数並びに出没数は増加の一途を辿っており、農地周辺以外の民家付近にも出没しており、農地周辺の個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。・アライグマ アライグマの出没は主に花坂、筒香、富貴地区で多く見られ、民家や倉庫の屋根裏など住家とする例も見受けられる。 また、狩猟免許を有しない者については、外来生物法に基づく、防除実施計画を策定しており、これに基づき、捕獲従事者と協力しながら、箱わなを利用した着実な捕獲を継続する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--------|---------|---------|---------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| イノシシ | 捕獲数30頭 | 捕獲数40頭 | 捕獲数40頭 |
| ニホンジカ | 捕獲数160頭 | 捕獲数200頭 | 捕獲数200頭 |
| アライグマ | 捕獲数10頭 | 捕獲数10頭 | 捕獲数10頭 |
| ツキノワグマ | 人身事故なし | 人身事故なし | 人身事故なし |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>イノシシ、ニホンジカは狩猟、有害捕獲（通年）及び鳥獣捕獲実施隊活動によりわな（箱わな、くくりわな）を用いて計画的な個体数調整に取り組む。</p> <p>アライグマについては、引続き防除講習修了者等による捕獲を行う。</p> <p>ツキノワグマについては、出没又は目撃情報の際は鳥獣保護管理員と関係機関（和歌山県、警察等）連携し、人身事故発生を未然に防ぐ対策を行う。</p> |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|--|
| <p>ツキノワグマによる住家付近で出没し、地域住民に著しく危険を及ぼす恐れがある場合に限り、関係機関と協議の上、殺処分を検討する</p> |

（４）許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|-------------|
| なし | なし（既に権限移譲済） |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | 防護柵 （延長1,000m） 受益面積 50 a | 防護柵 （延長1,000m） 受益面積 50 a | 防護柵 （延長1,000m） 受益面積 50 a |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|---------------------------------|--|
| 平成29年度 ～ 平成31年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ | <p>広報掲載による住民への啓発や多面的交付金制度への参加組織に対し、耕作放棄地や里山等の草刈りの徹底や狩猟免許取得の呼びかけを行う。</p> <p>また、農地に隣接した耕作放棄地をなくすことにより、雑草の処理と併せて野生鳥獣の餌場にならないよう取り組む。</p> |
| | ツキノワグマ | <p>毎年、特定の時期に住家付近に出没又は目撃情報が寄せられていることから、人身事故防止のための啓発及び追い上げ・追い払い等を行う。</p> <p>また、必要に応じて捕獲檻の設置を行う。</p> |

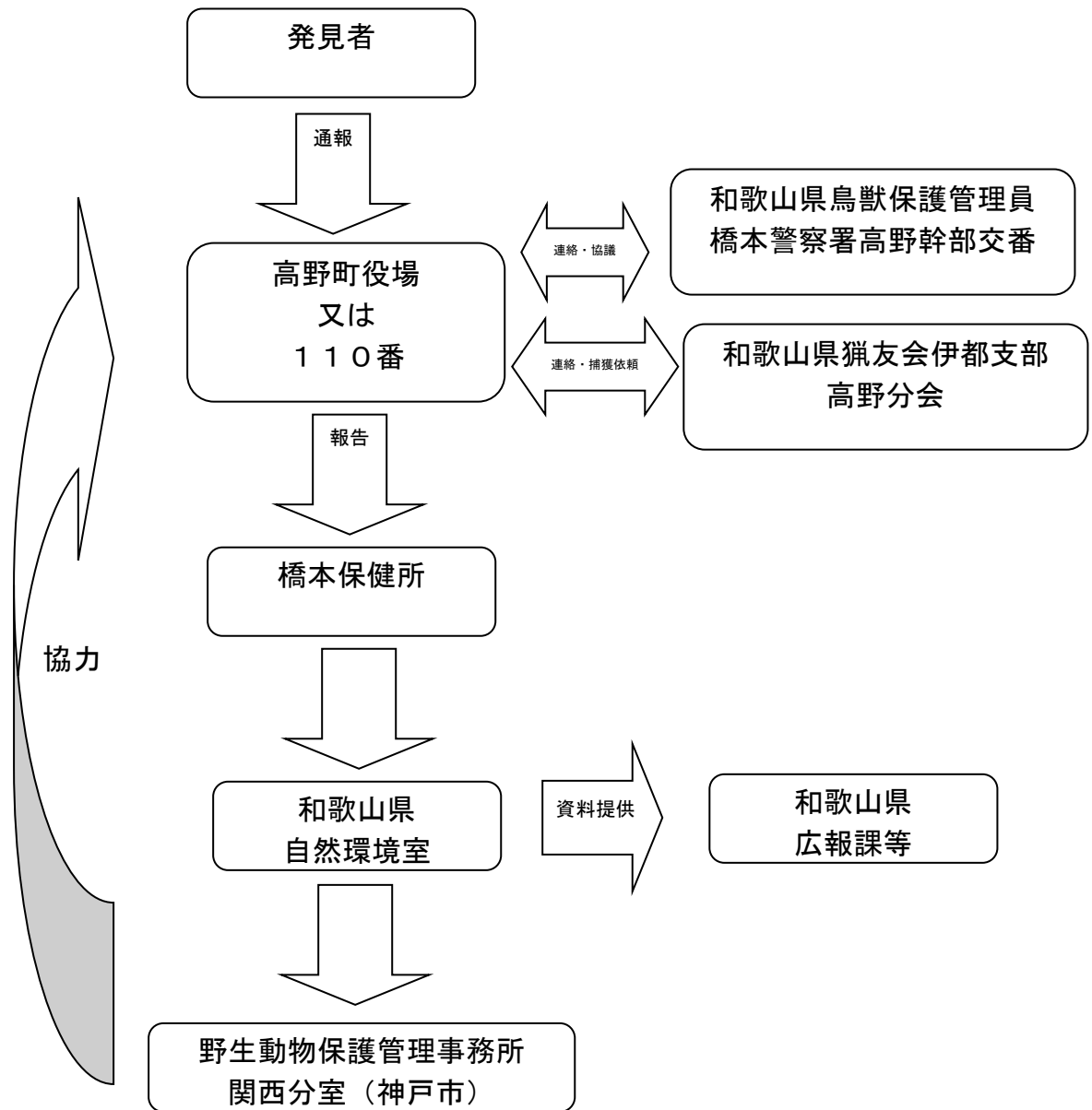
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---------------------|--------------------------------|
| 高野町 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保 |
| 高野町鳥獣捕獲実施隊 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施 |
| 和歌山県 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言 |
| 和歌山県警察 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び地域住民の安全確保 |
| 和歌山県鳥獣保護管理員 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び指導・助言 |
| 和歌山県猟友会伊都支部 高野分会 | 被害状況の情報収集及び関係機関との連携及び助言・捕獲の実施 |

※主にツキノワグマによる人的被害が予想される場合。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 高野町鳥獣害対策協議会 |
|---------------------|----------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 高野町 | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査 |
| 和歌山県猟友会伊都支部 高野分会 | 捕獲の実施（銃猟・わな猟）、追い上げ・追い払いの実施 |
| 和歌山県鳥獣保護管理員 | 施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査 |
| 高野町農業委員会 | 耕作放棄地の適正化及び地域の点検 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------------------|----------------------------|
| 和歌山県 | 農林業被害対策の指導・助言 |
| 和歌山森林管理署 | 国有林の被害情報の提供及び協力 |
| 森林組合こうや | 山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力 |
| 高野山寺領森林組合 | 山林所有者の植栽及び特用林産物被害軽減の対策及び協力 |
| 和歌山県農作物鳥獣害対策 アドバイザー | 農作物鳥獣害防止の専門的なアドバイザー |
| 紀北川上農業協同組合 | 農作物被害状況の情報提供 |
| 和歌山県農業共済組合 | 農業共済制度による農作物被害状況の情報提供 |
| 伊都地方鳥獣被害対策 協議会 | 農林業被害対策の指導・助言 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の鳥獣捕獲実施隊による捕獲体制を維持し、有害捕獲事業及び被害防止に関する対策を行う。

また、和歌山森林管理署と連携し、国有林野での有害鳥獣捕獲事業も積極的に行う。

【高野町鳥獣捕獲実施隊】

隊員数：17名（平成29年1月末現在）

体制：高野町長より鳥獣捕獲実施隊員の出動依頼がある場合。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高野町鳥獣害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や多面的交付金参加地域、自治会等においても積極的な参加を促し、地域ぐるみでの取り組みを進める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、今後は獣肉の地域資源としての有効利用を広域的に検討して行く。

8. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）は、今後ジビエ加工品又はジビエ料理としてのレシピの研究・作成、学校給食への提供、または、広域的に連携し、獣肉の食品としての利用を検討して行く。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが、重要な課題であると認識している。

